

## 第34回定例総会 令和8年3月30日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、3月の業務報告をいたします。

### 報告、業務報告

局長 今回は、農地法施行規則第29条の規定に係る届出（小規模転用）が1件提出されていますので報告します。

1番を報告します。土地の所在は、大字鹿野田字〇〇番1、地目：登記：畑・現況：畑、面積849㎡のうち転用面積66㎡、申請者は、大字荒武、〇〇、転用目的は、農業用倉庫となっています。地元の〇〇委員が現地を確認されていますので、報告をお願いします。

15番 1番について報告します。申請者は都於郡〇〇集落でハウレンソウ、ごぼう等を作付けされております。申請地は〇〇から南へ約200m進んだところにある農地です。居住地から畑まで約5kmあり高齢ながらトラクターで移動されております。家族が心配されており、周辺にも複数畑があり管理をしやすいするため、トラクターを保管するための倉庫を建築するものです。現地も確認しましたのでご報告いたします。

局長 また、相続届出6件、賃貸借合意解約11件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局長 また、資料送付後に議案の取り下げがありましたので報告します。

議案第168号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の申請番号1番と議案第169号農地法第5条の規定による許可申請2件のうち申請番号1番が申請者より取り下げられました。

局長 これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 7 年度第 34 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員 15 名 推進委員 13 名、合計 28 名の出席であります。本日の議案件数であります、7 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。10 番委員、25 番委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 167 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 167 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページの通り申請件数は 1 件であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 今回は 17 番委員と私が会長の名を受けまして、去る 3 月 18 日 9 時より清係長と申請書の審査を実施した後、事務局より鎌田局長、清係長同行のもと、取り下げを除き、農地法第 4 条 1 件、農地法第 5 条 1 件、非農地証明 2 件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆様の御審議をよろしく願います。なお、非農地証明調査には、24 番委員、21 番委員にも同行していただきました。

17 番 農地法第 4 条の 1 番について説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落で、〇〇から南へ約 100m のところにある農地になります。申請地は申請人が平成 4 年に相続された農地で、相続前から現在の状態だったようです。この案件はすでに転用されており、始末書が添付されていますのでご参照ください。周囲は東側は市道、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地です。雨水は自然浸透により排水します。調査員一同、許可相当と判断しました。皆様の御審議をよろしく願います。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第169号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第169号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書3ページの1番が取り下げとなりましたので申請件数は1件であります。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 2番について報告します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から〇〇方向へ約200mのところにある農地です。申請人が渡人の夫を含む3名となっていますが、実際には〇〇さん、〇〇さんが居住するための一般個人住宅を建築するために申請されたものです。周囲は東側が両親の居住地、西側が畑、南側が宅地、北側が畑となっております。雨水については、敷地内の排水桝に集めた後、東側側溝に流します。生活排水は公共下水道を利用します。転用に伴う土砂の流出については、周囲にブロックを設置し防ぎます。周辺関係者は周りも宅地であるため問題はありません。この申請地は都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第170号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第170号農地法第3条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書4ページの通り、申請件数は5件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度等、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a当たりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議 長 1番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

14 番 1番について説明いたします。今回の申請地は妻地区〇〇集落の渡人から〇〇集落の受人への売買による所有権移転です。申請地は〇〇から〇〇に向かう途中の〇〇横のハウス団地になります。受人は〇〇集落でマンゴー、アボカドの果樹が45a、ピーマンなど他野菜を27a作付けしております。現地にはア

ボカドを作付けされており、農地として活用されていくことを確認しております。農業に必要な機械は一式揃っております。周辺への作物への影響もないことから許可相当と判断いたしました。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇〇万円、10 アールあたり〇〇万円です。あっせんによる所有権移転です。

議長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に2番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

14 番 2番について説明いたします。今回の申請は宮崎市〇〇の渡人から妻地区〇〇の受人への売買による所有権移転です。申請地は〇〇から北東へ約300mのところにある農地です。受人は水稻や野菜全体で850aを作付けしており、現地には水稻を作付け予定で、農地として活用されていくことを確認しております。農業に必要な機械は一式揃っております。周辺への作物への影響もないことから許可相当と判断いたしました。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は総額〇〇万〇〇円、10 アールあたり〇〇万〇〇円です。

議長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願

います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に3番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7番 3番について説明いたします。今回の申請は三納地区〇〇集落の渡人から〇〇集落の受人への売買による所有権移転です。申請地は〇〇から北へ約200mのところにある農地です。受人は勤め人で農家ではありませんが、今までは管理をしてこられました。現地には野菜を作付け予定で、農地として活用されていくことを確認しております。農機具は揃ってありませんが、周囲から借りるとのことです。周辺への作物への影響もないことから許可相当と判断いたしました。皆様の御審議をよろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は渡人、受人で話し合いの結果、総額〇〇万円になったとのことです。

議長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27番 4番について説明いたします。今回の申請は三財地区〇〇集落の渡人から〇〇集落の受人への売買による所有権移転です。申請地は〇〇から南西へ約400mのところにある農地です。受人は〇〇集落でゴーヤ、京いも、水稻など全体で85aを作付けしております。現地にはゴーヤを作付け予定で、農地として活用されていくことを確認しております。農機具はトラクター1台、軽トラ2台、管理機1台を所有し、農業に必要な機械は一式揃っております。周辺への作物への影響もないことから許可相当と判断いたしました。皆様の御審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇〇万円、10アールあたり約〇〇万円です。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

18番 5番について説明いたします。今回の申請は宮崎市〇〇の渡人から国富在住で〇〇集落に通い農業経営されている受人への売買による所有権移転です。申

請地は〇〇から東へ約 800m のところにある農地です。受人は〇〇集落でたばこ、ごぼう、甘藷、たかな、生大根など全体で 10ha を作付けしております。現地には生大根を作付け予定で、農地として活用されていくことを確認しております。農機具はトラクター4台、軽トラ3台、2トン車1台、ホイールローダーを所有し、農業に必要な機械は一式揃っております。周辺への作物への影響もないことから許可相当と判断いたしました。皆様の御審議をよろしく願います。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は総額〇〇万円、10アールあたり〇〇万円です。受人に規模拡大の意向があり、あっせんした案件です。

議長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第 171 号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局長 議案第 171 号農用地利用集積等促進計画の承認について説明します。

全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜

の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

まず、所有権移転分として議案書 5 ページのとおり 1 件であります。

議長 説明のありました 1 件の議案について審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 引き続き事務局の説明を求めます。

局長 次に賃貸借設定分として議案書 6～33 ページのとおり 45 件であります。

議長 説明のありました 45 件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 172 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 172 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。今回の非農地証明交付申請は、議案書 34～35 ページのとおり 2 件であります。

議長 1 番について地元委員の説明を求めます。

24 番 1 番について説明します。申請地は三納地区〇〇集落にある農地です。今回の申請は〇〇さんが所有している農地であります。農地法施行以前から農地以外の土地であったことから、事由 1 に該当すると判断しました。皆様のご審議をお願い致します。

議長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5 番 写真を見ると家が建っていますが、こういうところでも非農地の証明が出るんですか。

事務局 本案件は家が建っているということで、農地法の施行以前から家が建っているということで、非農地証明に該当しうると考えております。調べたところ昭和 9 年ごろから家が建っていたことを固定資産の名寄台帳から証明出来るという経緯で申請されました。

5 番 非農地証明がでた場合、既存の家を壊してまた家を建てることは出来ますか。

事務局 農業委員会は現状での審査を行いますので、その後、ご質問のようなことをされるとしても、審議からはずれることとなります。

5 番 非農地になったあとの管理はどこが管理するのですか。

局長 家を建てる前提の話ですと、いろいろな法律に関わってきますので、事前に建築確認申請を業者が行い、関係する課の確認をとりに回ります。そこで農業委員会は地目がすでに宅地に変わっていれば宅地としての確認、申請人が変えていなければ、非農地証明済みとして確認をしていくこととなります。

議長 ほかに発言はありますか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に2番について地元委員の説明を求めます。

事務局 担当委員が欠席のため、代読します。2番について説明します。申請地は東米良地区〇〇集落にある農地です。現地は〇〇から〇〇川を3、40分進んだ山中にあります。申請人が所有している農地ですが、現地には50年前まで住んでおりましたが穂北に来られました。50年前は申請人の父が農業をされていましたが、その後、農業をされておらず地目が農地でありましたので今回相続にあたり、原野に変えたいということでの申請です。相当期間耕作されておらず、山林化しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難でありました。また、農用地区域でもなく、公共投資の対象となっておらず、優良農地でもないため、事由5に該当すると判断しました。皆様のご審議をお願いします。

議 長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 議案第 173 号非農地決定通知についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 齋藤主事説明。

議 長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5 番 先ほどの非農地証明を申請する場合、手数料がいると思いますが、決定通知の場合は費用がかからないので、こちらで行ったほうがいいのではないですか。

事務局 非農地証明は何筆あるかにかかわらず、申請 1 件につき 300 円です。通知は農業委員会が何年もかけて確認しながら出していくことにしております。非農地証明は申請者の都合によるもので、確認し証明を出すこととなりますので、違いがあります。

2 番 住所と氏名がありますが、連絡がつくと確認済みで通知を出すのですか。

事務局 中には宛所なしで返ってくる場合もありますので、すべて届くとは限りません。

2 番 通知は出したけど、非農地にはならないこともあるということですか。

事務局 登記は本人が行わないと変わりません。農業委員会は通知を出した時点で非農地として農地台帳から外します。

議 長 ほかに発言はありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定しました。

議 長 議案第 174 号令和 8 年度最適化活動の目標の設定等(案)についてを提案い

たします。事務局の説明を求めます。

事務局 清係長説明。

議長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認決定しました。

議長 暫時休憩。

議長 ただ今から協議会とします。

---

協 議 会

---

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局長 起立、一同礼、解散

午後 3 時 55 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長

10 番

25 番